

祝20歳 成人おめでとう！

新成人の皆さん、国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金は、国が責任を持って運営する公的年金制度です。

日本国内に住所を有する20歳から60歳までの人が加入をして保険料を納付する義務があり、老後等に年金を受け取ることができます。自営業者、学生などは第一号被保険者に、サラリーマン、公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に第二号被保険者に、第二号被保険者に扶養されている配偶者は第三号被保険者になります。

国民年金など公的年金は、老後の収入を国が約束する制度です。

また、国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気や事故で障害が残ったり、18歳未満の子を残して、父親が亡くなられたときにも年金を支給し、思いがけない人生の「万一」もサポートします。

加入手続きは、第一号被保険者は市区町村役場で、第二号被保険者は配偶者の勤務先などを經由して行います。

第二号被保険者は厚生年金などの加入手続きに合わせて行いますので、個別の手続きは必要ありません。

年金課

☎973-5498

第一号被保険者となる方は、20歳になったら忘れずに手続きをしてください。

なお、学生である場合など、収入が少ないために国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」「保険料免除・一部納付(免除)制度」があります。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納になっていると、万一のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

手続きのお問い合わせは、市役所年金課、又は最寄りの社会保険事務所へご相談ください。

お問い合わせ先

うるま市役所年金課

本庁2階 ☎973-5498

コザ社会保険事務所

国民年金課 ☎933-3437

☎933-3438



年金手帳は大切

年金手帳はあなたの年金加入記録を証明するものです。そして将来、就職や退職または年金の裁定請求をするときなどに提出を求められます。20歳になったら、年金手帳をしっかりと管理して、自分の年金加入記録を残しておきましょう！自分の年金記録を管理するのはあなたです！



ねんきん特別便は届いていますか？

平成19年12月から、すべての年金受給者・加入者の方へねんきん特別便が順次送付されてきましたが、社会保険庁に届けられている住所が現住所と異なっている方へはねんきん特別便をお届けすることができません。ご住所の訂正(変更)の手続きを左記のいずれかの窓口でお願いいたします。

○国民年金に加入している方は、市区町村役場の国民年金担当窓口へ

○厚生年金や共済に加入している方、その配偶者の方は、勤務先の社会保険事務担当者へ

○年金を受給されている方は、最寄りの社会保険事務所又は市年金課へ

『ねんきん特別便』

出張受付相談会

コザ社会保険事務所による相談会を左記の日程で行います。

1月

とき 平成21年1月13日(火) 午前10時～午後3時

ところ 石川庁舎市民ロビー

2月

とき 平成21年2月12日(木) 午前10時～午後3時

ところ 本庁市民ロビー

持参するもの

- ①年金証書(受給者) 年金手帳(被保険者)
- ②ねんきん特別便の封書
- ③身分証(運転免許証等)
- ④委任状(代理の方が来られる場合)

○「ねんきん特別便」が届いた方は必ずご回答くださいますようお願いいたします。なお、記入方法やご不明な点等がありましたら、この機会にご相談ください。

○国民年金支払い期間がもれている場合や、厚生年金のある会社に勤務していて、記録がもれている方は会社名、会社の所在地、いつ頃の勤務か等を紙に書き出してご相談ください。